

○岡山市埋蔵文化財センター条例

平成12年3月22日

市条例第51号

改正 平成20年12月25日市条例第71号

(設置)

第1条 埋蔵文化財の保護及び保存並びに埋蔵文化財に対する愛護意識の普及等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、岡山市埋蔵文化財センター（以下「文化財センター」という。）を岡山市中区網浜834番地1に設置する。

(事業)

第2条 文化財センター、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財の保護及び保存の業務に関すること。
- (2) 埋蔵文化財の調査研究及び資料収集に関すること。
- (3) 発掘等の調査により出土した文化財（以下「出土遺物」という。）の整理及び保存に関すること。
- (4) 出土遺物及び収集資料の保管及び活用に関すること。
- (5) 埋蔵文化財に対する愛護意識の普及啓発の活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項の情報提供に関すること。

(保管資料の活用)

第3条 文化財センターに展示室を設置し、無料で公開するものとする。

2 文化財センターが保管する出土遺物及び収集資料並びに図書等を、研究その他の教育的目的のために使用しようとする者は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第4条 文化財センターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料及び施設等に損傷のおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他教育委員会が定めた事項

2 教育委員会は、前項の規定に違反した者又はそのおそれのある者を、館外に退去させることができる。

(損害賠償)

第5条 来館者又は資料の利用者が、資料、施設等をき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、賠償額を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年市条例第71号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。